【資料 4-1】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可申請について

１　意見聴取を必要とする理由

児童福祉法第 34 条の 15 第４項の規定により、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、こども・若者施策会議等に意見を聴取することが義務付けられているため。

> **児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日）（法律第百六十四号）**
> 第三十四条の十五　市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
> ②　国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
> ④　市町村長は、第二項の**認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を**、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の**意見を聴かなければならない。**

２　乳児等通園支援事業の状況

（１）認定児童数等の状況（令和８年８月 31 日現在）

	０歳児	１歳児	２歳児	計
認定児童数（利用希望者数）	13 名	12 名	14 名	39 名
利用者数	２名	４名	８名	14 名
定員数(1 日分の定員)	１名	１名	１名	３名

※乳児等通園支援事業を利用する場合、事前に市の認定を受ける必要がある。

実施施設数（令和８年９月１日から）	２施設（定員４名）

（２）利用状況

	６月	７月	８月	計
延べ利用者数	29 名	36 名	35 名	100 名
０歳児	０名	３名	６名	９名
１歳児	12 名	11 名	14 名	37 名
２歳児	17 名	22 名	15 名	54 名
延べ利用時間	73 時間	82.5 時間	71 時間	226.5 時間

３　意見聴取事項

事業認可の申請状況（令和８年 10 月１日現在）　申請件数　　１件

（１）申請概要

申請者　　社会福祉法人国府津保育園会　理事長　長谷川　陽一

事業所名称　国府津保育園

所在地　　小田原市国府津３－１１－２５
区　分　　余裕活用型
開始予定　　令和９年１月１日
受入可能人数（令和８年 10 月１日現在の状況）　　（単位：人）

保育所等区分	園名	定員等	０歳	１歳	２歳	計	３歳	４歳	５歳	定員
認可保育所	国府津保育園	利用定員	12	16	20	48	24	24	24	120
		在園児数	7	14	22	43	25	23	27	118
		余裕人数	5	2	－２	5	－	－	－	－
		受入可能人数	１	１	１	３	－	－	－	－

職員数　　31 名（うち保育士数 23 名）
在園児数に対して配置すべき保育士数は 14 名

申請理由　　国府津保育園は、利用定員 120 名の規模の大きな施設であるが、今年度は０歳児の在園児数が少なく、今後、更に在園児が減る懸念があることから、将来的な園の運営を考え、施設や保育士を有効に活用するため、乳児等通園支援事業の認可申請をしたものである。なお、同園では一時保育事業を実施しており、ノウハウを活かした運営ができるものと考えている。

※　参考として、申請者から提出された事業計画書　別紙１「乳児等通園支援事業実施計画書（余裕活用型）」を添付する。

４　申請内容の確認結果について

（１）申請内容の確認について

申請した法人及び施設が、既に市内で保育所を運営していることや、実施方法が余裕活用型であることを踏まえ、次の審査基準に従い確認した。

① 小田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準に適合していること。
② 事業を行うために必要な経済的基礎があること。
③ 事業を行う者が社会的信望を有すること。
④ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
⑤ 申請者が罰金以上の刑に処せられている場合には、その執行が終わっていることや、事業の認可の取消しを受けた場合には、その取消しから一定期間を経過していること等。

（２）申請内容の確認結果について

提出資料等を確認した結果、審査基準を満たしていることを確認した。最終的には、委員の皆様からのご意見を参考にした上で判断する。